事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ 説明資料

2022年11月11日

一般社団法人全国地方銀行協会 (株式会社横浜銀行)



地方銀行の役割と使命

人口減少や少子高齢化により社会構造が大きく変化するなか、地方銀行には、多様化する地域の企業・個人の お客様に対し、金融・非金融を組み合わせた総合的なサービスをワンストップで提供することが期待されています。

地域経済の持続的成長、地方創生



- 住宅購入、子育で
- 転職、キャリアアップ
- 老後の資産形成・管理
- 資産の有効活用
- 相続
- 親の高齢化・要介護化
- セカンドライフの充実
- 生活サポート・介護 等

ニーズ

顧客本位の 業務運営

総合的サービス

地 域 マーケット

地方銀行

地域密着型金融

指定金融機関とし てのサービス提供、 施策への協力

事業性評価 伴走支援

総合的サービス

事業法人



- 資金繰り
- 人材確保·育成
- 事業承継・M & A
- 事業再生・経営改善
- SDGs、脱炭素
- DX、デジタル化
- 創業・新事業への進出
- 販路開拓
- 海外進出、インバウンド 等



地方自治体

- 地方創生
- 人口減少、高齢化
- 空き家対策
- まちづくり
- 指定金業務(税・公金の収納、振込等)
- 行政の効率化 等

事業性に着目した融資実務に係る地銀界の取り組み

• 地銀界では、金融庁等による議論の場へ参画するほか、各種会合・説明会等を通じ、事業性に着目した融資実務 を巡る検討状況を積極的にフォロー。

金融庁等における議論への参画

- 地銀界は、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」(2020年11月~)や、 「法制審議会・担保法制部会」(2021年4月~)、米英の全資産担保に係る研究会(2022年4月~) に委員・メンバーを派遣し、事業性に着目した融資実務の促進に向けた議論に参画。
- 議論にあたっては、適宜、会員銀行の融資審査担当者や法人取引担当者等の意見を収集し、実務面の視点等も踏まえ、関係者と対話。

各種会合等を通じた検討等

- 金融庁における議論の状況等については、会員銀行の代表者等が集まる役員級会合において、定期的にフォロー (2020年11月、2021年1月、5月、11月、2022年5月)。
- また、金融庁の担当官を招き、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」の「論点整理」等に 関する会員銀行向けの説明会も随時開催(2021年1月、2022年6月、11月(予定))。
- 関係部署の次課長級が集まる会合(部会)においては、有識者より米国における包括担保制度・実務について ヒアリングするなど、事業性に着目した事業全体に対する担保の具体的イメージについて意見交換を実施。

事業成長担保権の可能性

• 事業性に着目した事業成長担保権は、個別資産を持たない成長企業への融資や、事業承継に係るファイナンス、 プロジェクトファイナンスなど、事業者支援における「新たな選択肢」として活用の可能性があります。

- 個別資産を 持たない成長 企業への融資

現状の融資実務

- 有形資産や、経営者の金融知識が乏しいケースでは、デットの活用に一定の限界が存在。
- 事業内容の理解や事業継続性の見極めにおいて 難易度が高い。

事業成長担保権の可能性

- 事業者との真のリレーション構築や、事業性の 理解によるきめ細かな支援が促進される。
- キャッシュフローや将来性を見通すことで、**従来より** 融資の幅が広がる可能性も。

▶ 活用イメージ

- ✓ 知的財産等を強みとする企業が軌道に乗り、大型の設備投資を必要とするタイミングでの融資。
- ✓ 多店舗展開等を行う事業者に対する成長期の出店資金の融資。



■ 経営者の高齢化に伴い、後継者不在企業のバイアウトファイナンス等のニーズが増加する中、資産でとの担保設定は手間と手続コストが大きい。



■ 事業全体への担保設定に係る環境整備により、 様々なファイナンスのニーズに対応できる可能性。

▶ 活用イメージ

- ✓ 中小企業の事業承継対策におけるM&A等のバイアウトファイナンス。
- √ 後継者による分散した株式買取や既存借入のリファイナンス等。

- プロジェクトファイナンス
- 特定事業のキャッシュフローに着目し、主要資産に 担保を設定。
- 一方、資産ごとに担保を設定するための手間と 手続コストが大きい。

- 事業全体に担保を設定することで、簡易・迅速な対応が可能に。
- 手続コストの低下や、実行手続の整備により、 ファイナンスのすそ野が広がる期待。

▶ 活用イメージ

✓ カーボンニュートラル達成へ向けた、再生可能エネルギー向けのプロジェクトファイナンス等。

事業成長担保権の導入へ向けた主な論点

• 事業成長担保権が事業者・金融機関双方にとって安心で使い勝手の良い制度となるためには、法制面に留まらず事業環境等の整備も含め、以下のような課題について議論を深めていくことが必要と考えられます。

既存の融資実務等を踏まえた制度設計

- 事業成長担保権は、既存の不動産担保等に基づく融資実務に影響を及ぼさないことが必要。
- 事業成長担保権と他の担保権等との権利関係が不明瞭にならないような公示制度や仕組みが必要。
- また、事業者の複数行取引へのニーズに対応できるよう、既存の担保権と同様に同順位・後順位設定を可能とすることが必要。

円滑な実務のための環境整備

- 事業成長担保権が、実務で活用され、定着するためには、わが国の金融仲介実務を踏まえた以下のような環境整備が必要。
 - ・事業価値の評価を客観的・安定的に行うための評価手法の確立
- ・事業譲渡の受け皿となる市場の育成
- ・会計上の評価(自己査定)等に係る一定のガイドラインの策定
- ・円滑な事業譲渡が可能となる実行手続の整備 等

経営者保証の取り扱い

■ 例えば停止条件付の経営者保証等を認めるなど、事業者の状況等を踏まえた柔軟な取り扱いの余地を残すことは 必要であるが、事業成長担保権は、経営者保証によらない融資手法の1つとなり得る。

社会的な理解の醸成

■ 事業成長担保権が幅広く活用されるためには、本制度への理解が醸成されるよう、**ネーミング**等にも工夫が必要。